



Title	我が上古文學と漢學
Author(s)	阪倉, 篤太郎
Citation	懷徳. 1935, 13, p. 21-36
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88928
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

我が上古文學と漢學

阪倉篤太郎

一

漢字渡來以前に於ける、我が固有文字の有無は姑く論外として、とにかく漢字の輸入せられてまもなく、漢籍の講習が盛になり、漢語が國語の語彙を豊富にしたのみならず(1)、漢字使用の便が次第に認められたことは疑無い事實で、履中天皇四年に諸國に國史^{フヒト}を置いて言事を記さしめ(履中紀)、雄略天皇の朝に三藏の出納を録せしめた(古語拾遺)のを初として、漢字の應用が年を逐うて弘まつて來た。而も最初の頃は多くは支那または朝鮮からの歸化人によつて書かれてゐたのである。

次いで佛教入朝以後は、その傳播に伴なつて漢譯の經典を讀まねばならぬ必要が愈々大きくなり、更に推古天皇十五年に公然支那との修交が始められて、頻りに彼國の制度文物を輸入した結果、漢字の智識は益進歩して頗る漢字の使用に習熟するやうになつたことは、現存する奈良朝以前の金石文類を見て知られる。即ちそれらの中には、

仰依三寶、當造釋迦尺寸王身、蒙此願力、轉病延壽、安住世間、若是定業、以背世者、

往登淨土、早昇好果云々 (2)

の如く四六駢儷体を具へた殆ど純粹な漢文もあり、

池邊大宮治天下天皇、大御身勞賜時、歲次丙午年、召於大王天皇與太子而、誓願賜、我大御病太平欲坐故、將造寺藥師像作仕奉詔、云々 (3)

の如く日本流に書かれた漢文もあり、特に

斯歸斯麻宮治天下天皇、名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌已等、娶巷奇大臣名伊奈米足尼女、名吉多斯比彌乃彌已等、爲太后、生名多至波名等已比乃彌已等、妹名等已彌居加斯支移比彌乃彌已等云々 (4)

の如く固有名詞を萬葉假名式に書いたもの(漢字を以て國語の發音を寫したもの)もあつて、中には歸化人の作つた文もあるであらうが(例へば伊豫道後溫泉碑文⁽⁵⁾などは高麗僧惠聰又は惠慈の作といふ説がある)、その和臭を帶びたものは勿論、純粹の漢文中にも邦人の手に成つたものがあつたであらう。かの聖德太子の十七憲法の如きも、或は後に書紀の編者が改作したものではなからうかとも疑はれるが、聖德太子傳曆に太子自ら筆を取られたとあるのを信ずれば、秀でた當時の漢文の一つで、内容形式共に漢籍佛書に典據を有することは、左の數例で察することができる(佛書の方は省略しておく)。

使民以時(第十六條)——使民以時(論語、學而篇)

有財之訟如^二石投^一水、乏者之訟似^二水投^一石^{（第五條）}——其言也如^二以^レ水投^一石莫^二之受^一也……其

言也如^二以^レ石投^一水莫^二之逆^一也^{（文選、李康運命論）}

尅念作^レ聖^{（第七條）}——惟^レ狂克念作^レ聖^{（尙書、多方篇）}

公事靡^レ盥^{（第八條）}——王事靡^レ盥^{（毛詩、小雅篇など）}

國非^二三君^一、民無^二兩主^一^{（第十二條）}——天無^二二日^一、土無^二二王^一^{（禮記、曾子問篇。孟子、萬章上篇にも天無^二}

日^一、民無^二二王^一とある）

如^二環无^一端^{（第十條）}——如^二環之無^一端^{（史記、田單傳贊。淮南子、主術訓などにも）}

その後、世を降るに従つて漢字の利用は追々盛になつて、天智天皇の代には近江令を編成し、推古・

天武の兩朝には國史編纂事業を企てられ、天武天皇十一年には勅して新字を制定せしめられたことなどがあつた。

かやうにして漢學の勢力は、奈良朝以前に於て既に普く社會百般の事に及んだが、而も一部上流人士を除いて一般には、漢字使用といふ形式の上にのみ止まつて、内容的に儒教思想の影響を被るまでに至らなかつたことは、當時の文學的作品、即ち記紀等の歌謠・祝詞・壽詞の類が、大概固有の國民思想を反映してゐるのみであるのを見て明らかである。^{（6）}

註(1) 文・筆・紙・繪の如き文藝に關する語が、それ／＼文・筆・簡・繪の字音から始めて出來た國語であることは、特に興味を

覚えしめる。

(2) 推古天皇三十一年作、法隆寺金堂の金銅釋迦像光背銘である。

(3) 推古天皇十五年作、法隆寺金堂の金銅藥師像光背銘である。文中、池邊大宮治天下天皇は用明天皇、大王天皇は推古天皇、太子は聖德太子を指す。イタツキタマヒシ 勞賜時、大御病太平欲坐故、藥師像ヲ作り仕ヘ奉ラントなど、日本流に書かれた所に注意すべきである。

(4) 推古天皇三十年(?)作、中宮寺の天壽國曼荼羅續帳銘で、上宮聖德法王帝説に載せられてゐる。アマクニオガシハルキヒロニ 阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌已等は天國排開廣庭尊即ち欽明天皇、菴奇大臣は蘇我大臣、伊奈米足尼は稻目宿禰、吉多斯比彌乃彌已等は堅鹽媛命、多至波名等已比乃彌已等は橘豊日尊即ち用明天皇、等已彌居加斯支移比彌乃彌已等は豊御食炊屋媛尊即ち推古天皇を指す。

(5) 推古天皇四年聖德太子行啓の記念として建てられたもので、伊豫風土記に載せたのを釋日本紀に引用してゐる。

(6) 書紀の記事中に「君以三百姓爲_二レ本_一」(仁德紀)、「夫天下者大器也、帝位者鴻業也、且民之父母、斯則聖賢之職、豈下惠之任乎、更選_二賢王_一宜_レ立矣_一」(允恭紀)、「吾聞、父之讎不_二與共戴_一」(天、兄弟之讎不_二反_一兵、交遊之讎不_二同_一國) (仁賢紀)、「子_レ民治_レ國軍事也、寡人不才不_レ足_二以稱_一、願_レ請_レ廻_レ慮擇_二賢者_一、寡人不_二敢當_一」(繼體紀)など、支那思想の影響を認められる語句も散見するが、これらはこの書の編者が修飾加筆したものでないことは斷言し難い。但し比較的新しい時代には、「山河に驚驚二つ居てたぐひよくたぐへる妹をたれか_中率にけむ」(孝德紀)の如く夫婦の睦まじいのを驚驚に譬へた歌などがあつて、漢學の影響と見られないではない。

二

奈良朝に入ると、支那は正に唐代の盛世に當つて文化は燦然と光を放つてゐたから、我が國では頗

りに遣唐使・留學生を派遣してその輸入に努め、制度文物悉く彼土の影響を受けたが、特に漢學の普及は佛教の弘通と呼應して、直接間接に我が國民思想にまで感化を及ぼすやうになつた。今漢學に就いて之を見ると、先に天智天皇の朝に初めて京都に大學、諸國に國學を置かれたが、大寶令に至つて學制が大に備はつて、その課目には周易・尙書・周禮・儀禮・禮記・毛詩・春秋左氏傳・孝經・論語等の學習を規定し(學令)⁽¹⁾、大學を卒業した者は試策して之を官吏に登用することとし、文武天皇は大寶元年二月に釋奠の禮を始められ(續日本紀)、孝謙天皇は天平寶字元年三月に家毎に孝經一卷を藏せよと命ぜられる(續日本紀)など、歷代漢學の獎勵に手を盡されたためにその進歩著しく、漢詩文の流行は遂に懷風藻の編輯を見るに至り、漢字の使用は益々巧を加へ、神話傳説は編纂せられて古事記・日本書紀の如き史書となり、地理口碑は採録せられて風土記の如き地誌となり、和歌は蒐集せられて萬葉集の如き歌集を産した。特に漢字を記號的に應用して國語を寫すことが愈々發展して、古事記體・宣命體・萬葉體⁽⁴⁾などを生じ、所謂假名の發達を見るやうになつたことは注意を要する。⁽⁵⁾

かくの如き盛勢を得た漢學は、また思想的にも國民に感化を及ぼし始めたのは當然であつて、百姓あつて君主あり、天子は天に代つて政を行ふといふ儒教的の考が、皇室と臣民とを、大宅即ち宗家と小宅即ち支族との關係と見た固有の國民思想に變動を興へ、従つて年の豊凶、天變地異などを以て政治の善惡に因る徵應と信じて、ひたすら天地の心を忖度することとなり、且これに伴なつて祥瑞説が

盛に行はれ、嘉祥妖兆ある毎に大赦・免税・賑恤・旌表、さては改元をも命ぜられたのなどは最も著しい儒教思想のあらはれである（一方に佛教の影響が、因果應報の觀念からまた、吉凶に應じて善根を積み慈惠を施すことを勵ましめたが、その結果は幸に儒教との間に行政方針の融和を見た）。

上述の如く當代に於ける漢學の影響は、一般に形式内容に亘つて隨分に認められるのであるが、次にその文學に現はれたもの、中で、明らかに漢籍に準據を有する故事成語の類を主として吟味しよう。

註(1) 凡經、周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋左氏傳、各爲二經。孝經、論語、學者兼習之。

凡教授正業、周易、鄭玄王弼注。尙書、孔安國鄭玄注。三禮毛詩、鄭玄注。左傳、服虔杜預注。孝經、孔安國鄭玄注、論語、鄭玄何晏注。

凡禮記左傳、各爲二大經。毛詩周禮儀禮、各爲二中經。周易尙書、各爲二小經。通三二經一者、大經內通二經、小經內通二經。若中經、即併通二兩經。其通三經一者、大經中經小經各通二經。通三五經一者、大經並通。孝經論語須二兼通。凡學生、先讀二經文一通熟、然後講義。每レ句放二一日休暇。暇前一日、博士考試。其試二讀者、每二千言內、試二一帖三言。講者每二千言內、問二大義一條、檢試二三條。通二爲レ第。通一及全不通過、斟量決罰。大學頭助國司、藝業優長者試之。試者通二計一年所レ受之業、問二大義八條。得二六以上爲レ上、得二四以上爲レ中、得二三以下爲レ下。頻三下、及在レ學九年、不堪二貢舉一者、並解退。(學令)

(2) 國稚如二浮脂一而、久羅下那洲多陀用幣疏之時、如二羣牙一因二萌臚之物一而、成神名、宇麻志阿斯訶備比古遲神。次天之常立神。此二柱神亦獨神成坐而、隱レ身也。(古事記)

(3) 現御神止大八嶋國所知、倭根子天皇命授賜比負賜布、貴高廣厚大命平受賜利恐坐旦、此乃食國天下平調賜比平賜比、天

(4) 痛醜アナニク賢良サカシラチ乎爲跡スト酒不飲サケノマヌ人乎熟見者ヒトチヨクミレバ猿一鳴似サルニカモノル
(萬葉集卷三、大伴旅人讀酒歌)

(5) 天壽國曼荼羅銘文などでは、多くは漢字の字音を借り、而も一字は大抵一綴音を表はしてゐたが、萬葉集になると鴨(カモ)感(カミ)動(カミ)助(カミ)詞(カミ)の如く字訓をも借りて且二綴音をも表はしたり、五十(イソ)の如く二字で一綴音を表はすこともある。又痛(イタ)・熟(ユク)見(ミ)の如く義訓を用ゐたり、八十一(ヤチヒト)・山上復有山(ヤマノ上ニタビラキ山)の如き戲書をさへ試みてゐる。

1. **Introduction**
 2. **Methodology**
 3. **Results**
 4. **Discussion**
 5. **Conclusion**

先づ奈良朝時代の散文中で、最も代表的な國文學の作品は宣命である。天皇の天命を宣へたもので漢字を用ゐて國語の語格のまゝに書き下したのをいふ（これに對して普通の漢文に綴つたのを詔勅といふ）。その内容の方面に於て、君は天が民のために立てるものであると考へて

此の重し位に繼ぎ坐す事をなも、天地の心を勞しみ重しき畏み坐さくど詔りたまふ命（續日本紀）

卷四、慶雲四年七月詔

今の間此の太子マヒツギノミコトを定め賜はずある故は、……人の授くるに依りても得ず、力を以て競ふべき物アラツ

にもあらず、猶天のゆるして授くべき人はあらむと念ひて、定め賜はぬにこそあれ（同卷二十五、天

平寶字八年十月詔

と宣ひ、祥瑞を以て爲政に應ずる靈兆と信じて

かく大きに貴く奇しく異にある大き瑞は、聖の皇が御世に至れる徳に感けて、天地の示現し賜ふ物となも常も聞しめす(同卷二十八、神護景雲元年八月詔)

と喜び、禮樂を重んじて

上下を齊へ和らげて動きなく靜かにあらしむるには、禮と樂と二つ並べてし平けく長くあるべしと、神ながらも思ほしまして、此の舞を始め賜ひ造り賜ひきと聞しめして(同卷十五、天平十五年五月詔)と仰せられたのなどは、前に述べた通り儒教思想のあらはれであるが、用語の方面に於て漢籍から採られたものは一層多い。

そもく百足の虫の死ぬるに至りても顛らざることは、輔を多みとなも聞しめす(續日本紀卷三十六、天應元年四月詔) 故語曰、百足之虫、至死不僵、扶之者衆也(文選、曹冏六代論)

天高けども卑きに聽く物ぞ(同右) 天高聽卑(文選、曹植責躬詩。呂氏春秋、制樂篇・史記、宋世家などにも) 其れ仁孝は百行の基なり(同右) 孝爲百行之本(論語、鄭玄註)

天の覆はず地の載せぬものとなりぬ(同卷三十、神護景雲三年十月詔) 天之所覆、地之所載(中庸。說苑・白虎通などにも)

又云く過を知りては必ず改めよ、能きを得ては忘るなどいふ(同右) 知過必改、得能莫忘(千字文)

などがそれである。但し漢文で書かれた詔勅には更に多いが、それは當然であるのでこゝには省略し

ておく。

次に古事記は、上古説話の眞面目を失はないことを旨としたものであるから、内容は概して固有の國民思想であるのは勿論として、その形式たる文体は一種の和漢混淆文であるために、少くとも用語に於て轉輾コイマルヲ(神代記)・倏忽タチマチ(崇神記)・鹵簿ミユキノツラ(雄略記)・山海ウミヤマ(應神記)晝夜ヨルヒル(仁德記)の如き熟語や、懷妊ハライマセルミコアレマサントシツ臨産ハライマセルミコアレマサントシツ(仲哀記)・足ノチノヨシメスニアヘナム示シ後世ニ(顯宗記)の如き成句を用ゐてゐるのは當然で、特にその四六文体の序は漢籍に據つた語句が少くない。例へば

得レ一光宅一侯王得レ一以爲ニ天下貞ニ(老子)。光宅天下一(尙書、堯典)

放レ牛息馬一乃偃レ武修レ文、歸ニ馬于華山之陽、放ニ牛于桃林之野、示ニ天下弗レ服一(尙書武成篇)

連レ柯並レ穗之瑞、史不レ絶レ書、列レ烽重レ譯之貢、府無ニ空月一一レ賴莖素毳、并柯共穗之瑞、史不レ絶

書。棧山航海、踰沙軼漠之貢、府無ニ虛月一、烈ニ燧千城一、通ニ驛萬里一(文選、顏延之三月三日曲水詩序)

の類がそれである。

更に日本書紀に至つては、正史として之を外に誇示する必要から、殆ど純粹の漢文体を以て書かれたので、形式内容共に編者の潤飾した所が少くない。甚だしきは舞文曲筆の跡さへ見えて、牛酒・斧鉞の如き我が國の古俗に存しなかつた熟語を用ゐたり、隋書の仁壽三年七月と同四年との詔を綴り合せて雄略天皇二十三年の遺詔と稱したり、淮南子の記事から天地開闢の傳説を作つたりしてゐる。

ともかく漢籍の引用は枚舉に遑無いほどで、左に掲げたものはたゞその一斑に過ぎない。

膺_レ錄受_レ圖、治_レ天順_レ人、撥_レ賊反_レ正（成務紀）、高祖膺_レ錄受_レ圖、順_レ天行_レ誅（文選、張衡東京賦）

其馬、時灌略而龍翥、欸_レ簞擢_レ而鴻驚（雄略紀）、欸_レ簞擢_レ以鴻驚、時濩略而龍翥（文選、顏延之赭白馬賦）

未_レ及_レ移影、彌_二什七八（同右）、白_二日未_レ及_レ移_レ晷、已彌_二其十七八（文選、張衡西京賦）

日月出矣、而燭火不_レ息、其於_レ光也不_二亦難_一矣、時雨降矣、而猶浸瀼、不_二亦勞_一乎（顯宗紀）、日月出矣、而燭火不_レ息、其於_レ光也不_二亦難_一矣、時雨降矣、而猶浸灌、其於_レ澤也不_二亦勞_一乎（莊子、逍遙遊篇）

於是天皇夙興夜寐、輕_レ賦薄_レ斂、以寬_二民萌_一、布_レ德施_レ惠、心振_二困窮_一、弔_レ死問_レ病、以養_二孤孀_一、是以政令流行、天下太平（仁德紀）、湯夙興夜寐、以致_二聰明_一、輕_レ賦薄_レ斂、以寬_二民氓_一、布_レ德施_レ惠、以振_二困窮_一、弔_レ死問_レ疾、以養_二孤孀_一、百姓親附、政令流行（淮南子、修務訓）

古之治_二天下_一、朝有_二進善之旌_一、誹謗之木、所_下以通_二治道_一而來_中諫者_上也（孝德紀）、古之治_二天下_一、朝有_二進善之旌_一、誹謗之木、所_下以通_二治道_一而來_中諫者_上也（前漢書、文帝紀）

使_下臣連持_レ節、以_二王青蓋車_一迎_中宮中_上顯宗紀、其夜使_下隔持_レ節以_二青蓋車_一迎_中帝齋于殿中_上後漢書、安帝紀

詔、犬馬器翫不_レ得_二獻上_一（清寧紀）、犬馬器翫口味不_レ得_二獻上_一（隋書、高祖紀）

風土記も内容は概して我が固有の口碑を蒐録したものであるが、その形式たる文体は古事記のやゝ

漢文体に傾いたものであるから、また多少漢籍の引用を認め得るけれども、煩を避けて茲には略しておく。

註(1) 諸冊二尊が天之御柱を廻られた時に、男神は左から女神は右からであるのは尊左卑右(敢て男神女卑とはいはない)の支那思想を反映し、女神が先づ言葉を發せられたので不具の御子が生れたといふのは夫唱婦隨の儒教道德を表はし、諸尊が桃の實を投げて黄泉軍の難を免れたまうたといふのは、桃は邪氣を除くといふ支那思想に因るなども説かれてゐる。

(2) 浦島傳説・羽衣説話の如きは、外來思想に由來すると言はれる。

四

奈良朝時代の韻文としては、詩集懷風藻に收められた百二十篇が漢魏六朝文學の模倣であるから、たとひその中に「漆姫控^レ鶴舉、柘媛接^レ魚(莫)通」(藤原史の遊吉野詩)の如く、我が國の故事を用ゐたものもあるとはいへ、概して命題取材乃至用語に於て漢籍に出典を有するのは當然であるが、歌集萬葉集も亦種々の點に於て漢學の影響を被つてゐることは、決して看過できない事實である。

先づ書名に就いて見るに、萬葉は萬世の義で(よろづの言の葉の意とする説は首肯し得ない)、毛萇詩傳に「葉世也」とあるのみならず、文選にも、顏延之三月三日曲水詩序に

然其宅^三天衷、立^三民極、莫^下崇^二尙其道、神^三明其位、拓^レ世貽^レ統、固^三萬葉^二而爲^上量者^中也。

とあり、左思吳都賦・顏延之赭白馬賦・劉琨勸進表などにも、葉を世の義に用ゐてゐる。⁽²⁾又部類の名に

於ても、相聞の語は文選の曹植與吳季重書に

適對_二嘉賓_一、口授不_レ悉、往來數相聞。

とあつて呂向の注に「聞問也」と見え（現に卷十一・十四の目錄には相聞往來歌とある）、挽歌といふ名も文選卷六に見えて、その註に

李周翰曰、……使_二挽_レ樞者歌_レ之、因呼爲_二挽歌_一也。

とある（萬葉集卷二、山上憶良の追和結松歌の左註に「右件歌者、雖_レ不_二挽_レ樞之時所_レ作、唯擬_二歌意_一、故以載_二于挽歌類_一焉」とあるのは、後人の加註とはいへ、その一證とするに足る）。

その他、長歌を賦、短歌を絶と（卷十七、「敬和立山賦一首並_二絶_一」の如く）記したのみならず、長歌の末に短歌を添へることは（舒明天皇の代の歌に初めて見わる）、支那の賦の終に副はつた亂の形を模倣したもので、その反歌といふ名も、亂の一名を反辭（荀子の賦篇參照）といふのに據つたのであらう。⁽³⁾加之、口に謠つて耳に聞く歌から轉じて目に見る歌となつて來て、取材も花鳥風月、乃至遊覽讌飲の類が多く、題詠應詔がだん／＼盛になり、甚だしきは「右二十日、雖_レ未_レ及_レ時、依_レ興豫_レ作也」（卷十九、大伴家持の詠霍公鳥並時花歌並短歌の左註）、「爲_レ應詔儲_レ作歌」（卷十九、同人）といふやうに、あらかじめ歌を作つておくことさへあつたのは、何れも漢詩の影響に外ならぬのである。

更に集中の歌に就いて檢すれば、當代前期に屬する人々の純日本思想を歌つたものでも、用語の上

には「天の下」(卷一、柿本人麻呂過近江荒都時歌)「始めたまひ」(卷一、作者未詳藤原御井歌。始を造營の義に用ゐたもので、詩經の大雅篇に經始とある用法に據つたのである)など漢語の用例を認められるが、その用語並に思想を通じて漢籍の影響の著しく目につくのは、特に漢學に長じた山上憶良・大伴旅人・同家持・同池主の如き後期に屬する人たちで、彼等が和歌に添へた漢文序や漢詩に

酌桂(卷十七、大伴家持七言晚春三日遊覽詩)〓炳明燭、酌桂酒一兮(文選、謝惠連雪賦)

鳥對穀而迷林(卷五、山上憶良太宰帥大伴卿宅宴梅花歌序)〓動霧穀一以徐步兮(文選、宋玉神女賦)

智水仁山(卷十七、三月五日大伴宿禰池主書)〓智者樂水、仁者樂山(論語、雍也篇)

以鼠爲喻、豈不愧乎(卷五、山上憶良沈痾自哀文)〓相鼠有皮、人而無儀、人而無儀、不死何爲

(毛詩、相鼠章)

嗟此別易、歎彼會難(同、山上憶良詠領巾隱嶺歌序)〓所恨別易會難、去留乖隔(遊仙窟)

などの語句を用ゐてゐるのは一々舉げるまでもなく、和歌に於ても、用語の中に

龍馬(卷五、太宰帥大伴卿相聞歌)〓凡馬八尺以上爲竜(周禮)

七の賢き人(卷三、太宰帥大伴卿讀酒歌)〓康所與神交者、惟陳留阮籍、河内山濤、豫其流者、河内

向秀、沛國劉伶、籍兄子咸、瑯琊王戎、遂爲竹林之遊、世所謂竹林七賢也(晉書、嵇康傳)

うけぐつをぬぎつるごとく踏みぬぎて(卷五、山上憶良令反感情歌)〓吾視去妻子、如脫蹠一耳(史記、孝

武本紀。漢書にも）

の如く漢語の翻譯をしてゐる外に、内容の中にも

なか／＼に人とあらずは酒壺になりてしがも酒に染みなむ（卷三、太宰帥大伴卿讀酒歌）
時、語同輩曰、必葬我陶家之後、化而爲土、幸見取爲酒壺、實獲我心矣（吳志）

心をし無何有の郷におきたらば藐姑射の山を見まく近けむ（卷十六、作者未詳無常歌）
遊無何有之郷（莊子、應帝王篇）、藐姑射之山、有神人居焉、肌膚若冰雪、淖約若處子（莊子、逍遙篇）

我がさかりいたくだちぬ雲に飛ぶ藥食むともまたをちめやも（卷五、山上憶良思故郷歌）
封淮南王、好儒術方技、有八公往詣之、遂授丹經及三十六水銀等方……於是與安登山、大祭埋金於地、白日昇天焉、所棄置藥鼎、鷄犬舐之、並得輕舉、鷄鳴雲中、犬吠天上（列仙全傳二）

の如き支那の故事を用ゐたり、

父母を見れば尊し、妻子見ればめづうつくし、世の中はかくぞことわり……（卷五、山上憶良令反戀情歌）

大己貴少彥名の神代より、言ひ繼ぎけらし、父母を見れば尊く、妻子見ればかなしくめづし、空

蟬の世のことわりと、かくざまに言ひけるものを……(卷十八、大伴家持教諭史生尾張少咋歌)

の如き儒教の道德觀念を歌つたものを見出すのである。

要するに上古時代、特に奈良朝時代の國文學は、多少の差こそあれ形式内容に亘つて漢學の影響を被つたことは確かであるが、主として形式の方面に於て直譯乃至翻譯した漢語を國語の中に混和した程度に止まつて、一般に内容の方面に於て支那思想を充分同化するまでに至らず、やはり大概我が固有の國民思想がその主要な部分を成してゐるのであるから、漢學の影響は直接に内容的よりも、むしろ間接に外形的に大きくあつたことを看過してはならないのである。

註(1) 漆姫の故事は日本靈異記に見えてゐる。大和國宇太郡漆部里の風流女が、身を清淨にし心を端正にしたために、仙草を食つて天に上つたといふ。柘媛の故事は萬葉集卷三に詠まれてゐる。同國吉野里の仙女が柘枝ツミンエとなつて流れて來て、味稻ウヤシネといふ男の築にかゝつてその妻となつたといふ。

(2) 降つて平安朝時代になると、「隨^{ツタ}レ時垂^{ツタ}レ制、流^{ツタ}ニ萬葉之英風^{ツタ}」(古語拾遺)、「畫^{ツタ}一之訓垂^{ツタ}ニ於萬葉^{ツタ}」(承和元年二月詔)、「傳^{ツタ}ニ萬葉^{ツタ}而作^{ツタ}レ變^{ツタ}」(日本後紀卷五、續日本紀撰成上表)、「結緣灌頂之祕法者、是累代萬葉之御願、群類入聖之玄門也」(朝野群載、阿闍梨齊朝灌頂歎德文) など數多く用例が見えてゐる。

(3) 反歌といふ名の起源に就いてはこの外に諸説あつて、或は反は段で、短と音が通ずるから反歌は即ち短歌であるといひ、或は反は「かへす」の意で打ち反しうたふ意であるともいはれるが、從ひ難い。

懷

德